

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成19年6月17日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成19年5月28日付け及び同年6月6日付けの行政文書開示請求書の補正について（通知）（以下「本件補正通知」と総称する。）に対する回答結果（以下「本件補正回答」という。）を無視し、平成19年6月15日付け行情第13号の決定期間延長通知書（以下「本件延長通知」という。）の「行政文書の件名」欄に「知事部局が所掌する事務に関して、（後略）」と表記することを決定した経緯や根拠等が記録されている行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年7月2日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年7月8日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している本件異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件補正通知をもって、「知事部局が所掌する事務」を「県のどの室のどのような事務が対象となるのか、具体的に特定してください。」と指示されたことから、これを特定したにもかかわらず、本件延長通知の「行政文書の件名」欄では、「知事部局が所掌する事務」という表記のみで当該補正の事実がなかったかのごとく仮装している。

また、開示請求者に決定期間延長の対象となる開示請求が特定できるよう、「当初の開示請求書に記載された『請求する行政文書の件名又は内容』欄の表記」を本件延長通知の「行政文書の件名」欄に記載したことが適正であり、かつ、そのことが開示請求者のためでもあるとの見解は独善的であって、まさに実施機関による裁量権の濫用であることが明白である。

本件補正回答（開示請求者による特定）を全く引用せず、当初の表記をそのまま使用した経緯や根拠等が記録されている文書は当然に作成されていると思料されるため、本件請求文書を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求までの経緯

ア 異議申立人による平成19年5月20日付けの開示請求（以下「当初請求」という。）について、条例第6条第1項第2号に掲げる事項（開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項）の記載に不備があるとして、本件補正通知を行った。

イ 異議申立人は、本件補正通知について、平成19年6月3日付けの回答においては次の（ア）及び（イ）のとおり、平成19年6月10日付けの回答においては（ウ）のとおり補正する旨回答した。

（ア）知事部局が所掌する事務とは、①藤田知事後援会の政治資金不正事件などを含めた知事自身の事務に関すること、②総務部の全ての部署（各地域事務所については、広島・呉・東広島・尾三地域事務所（各支局を含む。）に限定）が所掌する事務及び③土木部の全ての部署が所掌する事務

（イ）報酬とは、①顧問料、②訴訟に係る着手料・成功報酬・旅費などの全て及び③県の弁護士が行った法律相談に係る相談料（訴訟事件以外の相談料を含む。）

（ウ）（上記（ア）の①の趣旨について）広島県行政組織規則（昭和39年3月31日規則第18号）に規定されている総務部（前総務企画部のうち政策企画局を除く。）及び土木部（前土木建築部のうち空港港湾局及び都市局を除く。）に所属する各部署の全てを対象とし、当該各部署の分掌事務として広島県行政組織規則に規定されている全ての事務を対象とする。

ウ 当機関は、本件補正回答を受けて、当初請求に係る行政文書について、対象文書の探索及び特定に相当の日数を要すると判断し、開示決定等の期間を延長することとし、本件延長通知で通知した。

(2) 本件請求文書が存在しない理由

本件延長通知の「行政文書の件名」欄は、次のように記載したところである。

「知事部局が所掌する事務に関して、広島県が、平成15年4月1日から平成19年3月31日までに弁護士に支払った報酬の額、当該報酬の額に係る事件などの件名、当該弁護士の氏名及び事務所の所在地が記載された文書」

異議申立人は、「知事部局が所掌する事務」という表記のみで補正の事実を仮装しているとして、本件延長通知の「行政文書の件名」欄の記載が本件補正回答の結果を無視していると主張している。

決定期間延長通知書における行政文書の件名については、延長決定の時点で行政文書が特定されていれば当該文書の名称を記載するが、特定されていない場合の記載方法については、この点を特に定めた規定は存在しない。

ただし、通常は、行政文書が特定されていない場合、開示請求者に決定期間延長の対象となる開示請求が特定できるよう、当該開示請求書に記載された行政文書の件名又は内容をそのまま、あるいは簡潔にまとめて記載している。

本件延長通知においても、開示請求者に決定期間延長の対象となる開示請求が特定できるよう当初請求の開示請求書に記載された「請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載を簡潔にまとめて記載したものであり、補正の事実を仮装したものではなく、本件補正回答を無視したものではないことは明らかである。

実際に、当初請求に対しては、本件補正回答の内容を踏まえて、各部署において部分開示決定等の処分を行っている。

このように、本件補正回答の内容を無視していないのであるから、本件請求文書が存在するはずがない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

実施機関は、当初請求に係る開示請求書の「請求する行政文書の件名又は内容」欄の表記が、開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項として不備があるとして、異議申立人に対し、本件補正通知により補正を求めた。これに対し異議申立人が本件補正回答を行い、その後、実施機関は、当初請求の対象文書の探索及び特定に相当の日数を要するため、開示決定等の期間を延長することとし、「行政文書の件名」欄に当初請求の開示請求書と同じく「知事部局が所掌する事務」と記載した本件延長通知により、異議申立人に通知した。

異議申立人は、本件延長通知の表記が、本件補正回答を無視して記載されたものと考え、本件請求により、実施機関が本件補正回答を無視して本件延長通知の「行政文書の件名」欄に「知事部局が所掌する事務」と記載することを決定した経緯や根拠等が記録されている文書の開示を求めたのに対し、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行った。

これに対して異議申立人は、本件請求文書は必ず存在するはずである旨主張していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関が開示決定等の決定期間の延長を行う際に作成する決定期間延長通知書の様式は、広島県情報公開条例施行規則（平成17年広島県規則第17号。以下「施行規則」という。）別記様式第7号のとおりとされ、同通知書には「行政文

書の件名」欄が設けられていることから、決定期間延長通知書を施行する時点で対象となる行政文書が特定されていれば、当該文書の名称を記載するという実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。

また、実施機関は、延長決定の時点で行政文書が特定されていない場合の決定期間延長通知書における「行政文書の件名」欄の記載方法について定めた規定はなく、開示請求者に決定期間延長の対象となる開示請求が特定できるよう、当該開示請求の開示請求書に記載された行政文書の件名又は内容をそのまま、あるいは簡潔にまとめて記載している旨説明する。

当審査会から実施機関に対して、開示請求に係る様式の記載に関連する規定等を求め、提出された広島県情報公開事務等取扱要綱（平成13年3月29日制定）を見分したところ、行政文書の開示に関する事務等の取扱いについて定められていたが、決定期間延長通知書の「行政文書の件名」欄の具体的な記載方法について、特段の定めはなかった。そうすると、実施機関が、延長決定の時点で行政文書が特定されていない場合に上記のとおり対応していることは、不自然、不合理なものとはいえない。

本件請求についてみると、実施機関は、当初請求について、本件補正回答があってもなお、その対象となる文書を保有している可能性のある部署が広範にわたることなどから、決定期間の延長を行うこととしたものであり、本件延長通知を施行する時点では、当初請求の対象文書は特定されていなかった旨説明する。そうすると、本件延長通知の「行政文書の件名」欄に当初請求の開示請求書の記載内容を簡潔にまとめて記載したことは、実施機関にとって通常の対応であり、本件補正回答を無視して行ったものではないという実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。

よって、本件延長通知の「行政文書の件名」欄に当初請求の記載内容と同じ「知事部局の所掌事務」と記載したことは、本件補正通知に対する回答を無視して行ったものではないから、本件請求の対象となる文書は存在しないという実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 7. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
20. 2. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 9. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
20. 9. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
22. 5. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見書を収受した。
30. 4. 23 (平成30年度第1回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
30. 5. 28 (平成30年度第2回第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授